

新指導要録 —改善の趣旨と要点—

石田恒好
(教育学部)

A Short Report of the New School Record
Tsuneyoshi Ishida
Faculty of Education

はじめに

明治5年に学制が公布されてから、およそ30年を経過した明治33年8月に、小学校令施行規則第89条で、指導要録の前身である学籍簿が制定された。明治40年、大正10年に行われた改正は小幅であったが、昭和13年の改正はかなり大幅であった。特に、学業成績は、それまで甲乙丙丁戊、優良可などの評語によったり、10点法などによったりしていたのが、10点法に統一された。ただし、当時日中戦争なども始まり、非常時局に直面しつつあり、この学籍簿は短命であった。昭和16年4月に国民学校が発足し、その学籍簿の内容は国民学校独特な教科の分け方、例えば、国民科(修身、国語、国史、地理)、体錬科(体操、武道)といったような、以外は従前のもので大差はない。なお、学業成績は、それまで操行に用いられていた優良可を用いることに改められた。10点法を優良可に改めた理由については、「国民学校教育ノ本旨ハ皇国ノ道ノ修練ニ在ルヲ以テ其ノ成績ハ児童ノ能力及努力ニ依ッテ修練セル実績ナルト共ニ担任職員ノ能力及努力ノ相俟ッテ生ル可キ結果ナレバ之ヲ数量的ニ表ハサントスルハ教育ノ本旨ヨリ見テ妥当ナラサルモノト思料セラレタルニ依ル」(課長通牒)と述べられている。

戦後の教育改革ともなっており、昭和23年11

月に小学校の学籍簿が公表されたが、中学校・高等学校については、昭和24年7月発行の「中学校・高等学校における生徒指導」の中で「累加記録摘要」という名称で発表された。これについての通達は、同年8月の「中学校・高等学校の指導要録について」である。この名称の混乱を正し、統一したのが同年9月の文部省初等中等教育局長通達「学籍簿の名称並びにその取扱について」によってである。小学校の学籍簿は、児童指導要録に、中学校・高等学校の累加記録摘要は、生徒指導要録に改められた。指導要録の誕生である。これによって、文字通り学籍があることを示すのが主たる機能であったものが、対外的な証明の原簿であるとともに、指導の資料としての機能も合わせて持つことになったのである。なお、学業成績は、各教科に3、4この分析的観点を設け、小学校では+2、+1、0、-1、-2によって、中学校では5、4、3、2、1によって評定されることになった。

新しい理論と高い理想をもって生まれた指導要録であったが、それだけに教師にとっては煩瑣で負担の重いものであり、内容の不統一や小・中・高の一貫性のなさもあった。そこで、昭和30年にこれらが改められた。なお、学業成績は、一教科一評定となり、小・中・高を通じて5、4、3、2、1の5点法となった。

昭和36年の改訂は、あまり大きなものではなかったが、学業成績は、相対評価から、相対評価を原則として絶対評価を加味して行うことになった。昭和46年の改訂もあまり大きくはなかったが、学籍の記録から「本籍」が削除、「健康の記録」が削除され、「特別活動の記録」が新設された。

昭和55年の改訂では、指導にいっそう役立つように、指導機能の強化を旨としている。「各教科の学習の記録」の構成が、「Ⅰ評定」「Ⅱ所見」「Ⅲ備考」から、「Ⅰ評定」「Ⅱ観点別学習状況」「Ⅲ所見」に改められた。「Ⅰ評定」では、小学校1、2年については3段階に改められた。また、「観点別学習状況」を新に設けたが、これは、十分達成を+、おおむね達成を空欄、達成不十分を-と表わす、3段階の絶対評価で行われることになった。戦後、「各教科の学習の記録」へ初めて絶対評価が導入されたのである。これによって、教育の現場では、相対評価中心であったものが、少しずつ絶対評価へと重味が移っていった。「各教科の学習の記録」においては、画期的ともいえる改訂だったのである。

平成3年の改訂は、教育の基準である教育課程が大幅に改められたために、評価の基準である指導要録もそれにとまって大幅に改められた。それは、教育と評価は表裏一体のものであり、教育が変われば、当然それにそって評価も変わるべきものだからである。

新指導要録 ——その改訂の趣旨——

1. 指導要録の基本的性格

指導要録は、その作成が学校教育法施行規則第12条の3および第15条によって義務づけられている公簿であり、児童・生徒の学籍ならびに指導の過程および結果の要約を記録し、指導および外部に対する証明等に役立つための原簿である、との性格を持つものとされている。

すなわち、その機能としては、指導機能と証明機能があると考えられている。前者は、指導の過程および結果を要約して記録しておいて、今後その児童・生徒を担当する教師に、指導の資料として役立つようにするということである。後者は、転校、進学、就職の際に、在籍していたことおよび在籍時の状況について対外的な証明をするための原簿になるということである。

指導要録は、戦後名称が改められてから、今回で5回目の改訂となるが、内容的な見直し、手直しはあっても、この基本的な性格は踏襲されている。今回も同様であったということであるが、以前と比べると、指導機能を強化することにやや力点が置かれたといえよう。

2. 改訂の趣旨

- (1) 新学習指導要領がめざす学力観に立った教育の実践に役立つようにすること
(文部省通知文、以下通知文)

新学習指導要領は、これからの社会において主体的に生きていくことができる資質を養うことを基本的なねらいとし、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育成するとともに、基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育を充実することとしている。

すなわち、これからの教育は、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの能力を育成することを基本とする新しい学力観に立って行われる。これまでの学校教育については、知識の伝達に偏り、知識の量を重視する学力観に立っているとの指摘があるが、これを転換しようということである。このように、教育が改められると、教育と評価は一体であり、評価は教育を支えるためのものであるので、当然新しい教育にそって展開できるよう評価を改める必要がある。「知識」重視の評価から、「意欲や思考力等」を重視する評価へと

いうことである。

ただし、「意欲や思考力等」を重視するあまり「知識」が軽視されるようになるのは本意ではない。「読み、書き、そろばん」「基礎的・基本的な内容」の徹底は、義務教育における永遠の課題である。これまでは、知識の伝達を主としていたのを、児童・生徒が自ら意欲的に取り組み、思考し、創意工夫し、判断した結果、「なるほど、そういうことか」というようにして「知識や技能」を身につけさせたい。すなわち、知識や技能の習得の過程に意欲や思考等をからませたいということである。

(2) 児童・生徒一人ひとりの可能性を積極的に評価し、豊かな自己実現に役立つようにすること（通知文）

これからの教育については、個性重視の教育といわれているように、児童・生徒一人ひとりが個性を発揮しつつ、豊かな自己実現を目ざすよう援助することを求められている。すなわち、指導にあたっては、児童・生徒の活動を援助する立場に立つこと、児童・生徒の可能性などのよさを積極的に見出してそれを伸ばすよう努めることになる。

これまでの評価については、教育する者の側に立ち、指導したことをどれだけ身につけたか、あるいは劣っている点はどこかなどに重点がおかれていたとの指摘がある。これでは、これからの教育を支えられる評価にはなれない。したがって、これからの評価は、学習する者の側に立って、児童・生徒一人ひとりの可能性などのよさを認め、それを伸ばす評価へ転換しようということである。

(3) 指導要録に記録する内容の精選やその保存期間の短縮を行うとともに、指導要録の保存管理の方法等の整備をはかること（通知文）

指導要録に記録されている内容は、児童・生徒のプライバシーに深いかかわりがあるので、その保護のために、保存管理の見直しが必要との声がある。

また、その後の指導の資料といわれているが、学校においてはあまり活用されていないとの指摘もある。これらを考慮して、指導要録の内容を指導に役立つように精選するとともに、その保存期間を短縮すること、また、指導への活用とプライバシーの保護へ配慮した保存管理の方法等を整備することとなった。

3. 改訂の概要

(1) 指導要録の編成

従来、「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」は1枚の表裏に記載されていたが、今回、「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」とがそれぞれ別葉に記載されることになり、2枚で編成されることとなった。これは、「指導に関する記録」が、プライバシー保護の観点から保存期間を短縮されるためである。このことによって、従来は両欄とも保存期間は20年間であったのが、「学籍に関する記録」は同様に20年間であるが、「指導に関する記録」は5年間と改められた。また、従来1枚であったものが2枚になったために「指導に関する記録」に用いられるスペースが増えたので、以前からの懸案であった指導機能の強化も行うことができたのである。

(2) 「学籍に関する記録」

児童・生徒の性別については、従来は男・女とあっていずれかに○をつけていたのであるが、空欄にして男か女をそれぞれ記入することになった。これは、「なぜ男が先か」という疑念があるためである。

保護者の欄に「職業」「児童（生徒）との関係」があったが、これが削除された。また、「備考」の欄があり、ここには、「児童（生徒）の家庭環境、社会環境等で指導上特に必要な事項及び他の欄に記入できないもので、特に必要な事項を記入すること。また、生育歴における特記すべき事項も記入すること。」となっていたが、この欄も削除された。これら

は、プライバシーの保護と内容の精選のためである。なお、「備考」については、新たに「指導に関する記録」に設けられた「指導上参考となる諸事項」に統合され、特に必要な事項は、その欄に記入することになった。

(3) 「指導に関する記録」

①「各教科の学習の記録」

a. 欄の編成 従来、「Ⅰ評定」「Ⅱ観点別学習状況」「Ⅲ所見」であったのが、「Ⅰ観点別学習状況」「Ⅱ評定」「Ⅲ所見」というように、欄自体の改訂はなかったが、その順序が改められた。新しい学力の育成を支えるために、「観点別学習状況」を中心に置いたということである。

b. 「観点別学習状況」 新しい学力観を、観点名とその順序で具体的に示しているのが本欄である。教科間の統一を図って基本的な枠組として示された観点をそのまま用いているのが、小・中学校とも社会科である。すなわち、それは、関心・意欲・態度、思考・判断、技能・表現、知識・理解である。これに、それぞれの独自性を考慮して設けられたのが、各教科の観点である。従来の観点名と順序は、およそ知識・理解、技能、思考、関心・態度であった。順序が完全に逆になり、意欲、判断、表現等が加えられ、自ら学ぶ意欲や思考等を重視する新しい学力観が、ここに示されたのである。

表示の仕方も、「十分達成」を+、「おおむね達成」は空欄のまま、「達成不十分」は一としていたのを、「十分満足」をA、「おおむね満足」はB、「努力を要する」はCに改められた。理由の一つは、知識、技能であれば、目標を達成したという表現に比較的抵抗がないが、意欲、思考等については少し違和感がある。そこで、意欲的な状況を設定しておいて、それを目標とし、それを満たした時によしとするほうが適切であるということから、このような表現が採用されたのである。理由の二つは、「おおむね達成」を空欄とすると、

真に「おおむね達成」なのか、ただの記入もれなのか区別がつかないとの指摘があり、明確にするために、A、B、Cのいずれかを必ず記入することにしたのである。理由の三つは、自分の教え子に一の表記はしたくないとの教師の心情に配慮したものである。これは、前回取り入れられたものであるが、その時から、戦後初めての指導要録での表示が、-2、-1、0、+1、+2の5段階であったのに対して、統計処理的で冷く教育的でない、教え子に一はつけたくないという批判があり、1、2、3、4、5に改められた経緯があったのに、また何故なのかとの批判があったのである。これを考慮したということである。

「観点別学習状況」が、「各教科の学習の記録」の中心になったのは、新学習指導要領が目ざしている個性重視の教育、基礎的・基本的な内容の徹底にもかかわりがある。一つは、観点が多くあれば、その間を比較することによって、児童・生徒の個性把握に役立つ。すなわち、個性重視の教育の前提は、個性の理解であるが、この欄は、そのためにも用いられるということである。二つは、この欄は、指導目標の達成度、満足度によって行う目標基準準拠評価による。これは、従来絶対評価といわれていたものであるが、指導目標の達成度、満足度にこだわる評価なので、基礎的・基本的な内容が確実に習得されているかどうかをチェックし、その完全な習得に資することができるということである。

なお、中学校の選択教科については、観点は各校で独自に設定することになっている。選択履修は、新学習指導要領では、中学校の目玉である。興味のあるもの、得意なものに磨きをかける、すなわち個性の伸張を直接目ざしており、個性重視の教育の担い手だからである。とともに、興味のあるもの、得意なものを学習すれば、当然自ら意欲的に取り組むであろうし、思考し、判断し、創意工夫も行うであろうことは想像に難くない。つまり、

新しい学力の育成の最大の担い手でもあるのである。したがって、この観点は、知識・技能等を入れずに、関心・意欲・態度・思考・判断等を軸に考えるべきだということである。

c. 「評定」 従来、小学校1、2年は3段階、小学校3年から中学校3年までは5段階で行われていたのが、小学校1、2年はなし、小学校3年から6年までは3段階、中学校は5段階と改められた。理由は、児童・生徒の発達の実情や学習の実態に適合させるためである。

小学校低学年においてなしとされたのは、新しく設けられた生活科になじまないということからでもある。従来、幼稚園の指導要録には、集団基準準拠評価、すなわち相対評価を原則とするものによっていた欄はなかった。それは、幼稚園の場合、例えば、あいさつがクラスでうまいほうかどうかよりは、それができるかどうか肝心だからであった。生活科は、同様に扱うほうが適切であることはいうまでもない。そこで、小学校1、2年では、他の教科も含めてなしとなったのである。

小学校3年から6年までについては、3段階になり、しかも、その表示は、各教科の目標に照らして、学級または学年において、「普通程度のもの」を2とし、「2より優れた程度のもの」を3として、「2よりはなはだしく劣るもの」を1とすることとした。この表現から、2と3は比較的接近しているが、2と1はかなり離れているニュアンスを感じ取ることができる。すなわち、2や3はかなりの数の児童につけてもよいが、1はできるだけ少なくしてほしいということである。小学校の内容は、基礎的・基本的なものであるものであるので、習得できない児童はいない、あるいはきわめて少いという状態にしたいのである。ただし、この表示は、前回の指導要録では、小学校1、2年で行われていたものである。学校によっては、その精神を生かし、5段階の理論的分布に基づいて、1は7%、

2は24%+38%=62%、3は24%+7%=31%を目安に行ったり、また端数は扱いにくいということから、7%を10%、24%を20%、38%を40%として、1を10%、2を20%+40%=60%、3を20%+10%=30%とし、目安にして行っていた。これが、今回は、小学校3年から6年までで行われることになったのである。

中学校については、必修教科、共通履修教科は従来通り5段階であって変更はない。ただし、評定を行うにあたっては、あらかじめ各段階ごとに一定の比率を定めて機械的に割り振ることのないよう留意することが求められている。相対評価が原則であるが、厳密に過ぎないように、また生徒の指導目標の達成度も視野に置きながら（絶対評価を加味して）、ゆるやかに行うようにということである。この注意は、中学校にとってはきわめて適切である。なぜなら、中学校は高校進学において、内申書できわめて厳密な相対評価を求められるので、それが影響する懸念があるからである。なお、この留意点は、小学校でも同様であることはいうまでもない。

中学校の選択教科については、「観点別学習状況」と同様に、「十分満足」はA、「おおむね満足」はB、「努力を要す」はCで、3段階の絶対評価である。得意なものを選択した学級なので、相対的位置よりも習得状況が肝心ということである。なお、A、B、Cを記号にしたのは、相対評価は数字、絶対評価は記号として、混乱を防ぐということである。また、選択教科の評定については、「観点別学習状況」が絶対評価、「評定」も絶対評価では屋上屋を重ねるにならないかとの意見もなくはないが、分析的視点と総合的視点では異なる意味がありうることから設けられることになったのである。

d. 「所見」

「観点別学習状況」の観点が、個々の児童・生徒の個性把握に役立ち、個性重視の教育

を支えることができると述べたが、それには限界がある。それは、絶対評価によっているが、指導目標の達成度を判定する基準は集団に共通な基準である。集団に共通な基準を用いると、「十分満足」や「おおむね満足」の段階もある児童・生徒については、その特徴、その個性を把握できるが、すべてが「努力を要す」の段階である達成度の低い児童・生徒については、その特徴、その個性を把握しにくいということである。

このような児童・生徒については、本人だけの基準、個人基準によって評価すれば、よさを認めてやることができる。例えば、前の成績と比べれば、本人の達成度が低くても、低いなりの進歩の状況を認めることができる。また、他の教科や観点と比べれば、本人としての長所を認めることができる。これを、個人基準準拠評価、あるいは個人内評価というが、本欄はそれによっており、個人としてのすべての努力、進歩、よさを認めることができる。すなわち、個性重視の教育にもっとも適合しているといえる。

この欄は、従来は、「個人として比較的優れている点又は劣っている点」であったのを、「又は劣っている点」を削除し、児童・生徒の長所を取り上げることを基本とするように改められた。すなわち、児童・生徒の個人として優れている点、学習に対する意欲や態度、学習における進歩の状況など、児童・生徒のよさを取り上げることを基本として、個性重視の教育に資するようにしたいということである。なお、特に指導を要する場合は、そのことについて記入することは差支えない。その場合には、「教師に暴言をはいた」といったようではなく、「教師に対して大きな声で〇〇と言った」というように、できるだけ事実を記入するようにすることである。

②「特別活動の記録」

従来は、欄は一つで、児童・生徒の活動の状況について、おもな事実と所見を記入し、

欄内に設けられた1活動の意欲、2集団への寄与について、それぞれ十分であれば○をつけることになっていた。これについては、特別活動は学級活動、児童(生徒)会活動、クラブ活動、学校行事等であるが、総合的に見て評価すると、各内容の特質に応じた評価が十分できない。また、学級活動のように学級担任が十分評価できる内容がある反面、必ずしも適切な評価ができない内容もあるなどの指摘があった。

これらの指摘が考慮され、「I活動の状況」「II事実及び所見」に分けられ、「I活動の状況」については、各内容ごとに評価の趣旨が示され、それに照らして「十分満足」であれば○を記入することになった。「II事実及び所見」については、「各教科の学習の記録」の「所見」と同様に、児童・生徒の長所を取り上げることが基本となっている。

集団活動の特質とする特別活動は、従来から、児童・生徒の心身の調和的発達をはかるうえでたいへん重要であるといわれていたのであるが、現在、少子化による過保護から児童・生徒の体力や社会性が問題になっている状況では、さらに重要となってきている。したがって、この欄の充実をはかったということである。その上に、内容ごとに評価することによって、児童・生徒の個性把握に役立て、個性重視の教育に資したいということでもある。さらに、「十分満足」だけに○を記入し、「II事実及び所見」で優れている点など長所を取り上げるようにして、児童・生徒のよさを目立つようにし、よさに目をつけるようにしたいということである。すなわち、この欄だけのことでなく、すべての欄についてであるが、これからの教育が目ざしている「個性を生かす教育」に役立つようにという視点からの改訂なのである。

なお、この欄は、「I活動の状況」については、絶対評価によっている。したがって、「十分満足」という状況を、児童・生徒の活

動の状況で具体的に設定しないと適切には評価できない。まずは、小学校では低、中、高くらいで、中学校では学年を通じて、それを設定することである。これは、個々の教師が行うのには大き過ぎる課題なので、学校を挙げて行うのがよい。そして、設定したものを試してみて、不適切なものは訂正したり、削除したり、また不足しているものは補ったりして、しだいに整備して、安定させていくことである。「II事実及び所見」は、個人内評価なので、本人として優れている点や進歩の状況などをしっかり見る必要がある。このためには、「学級一覧」的な資料ではなく、「個々の児童・生徒」についての資料を、ノートでも、ファイルでも、カードでもよいので、収集をはかり、整備に努めることである。

③「行動の記録」

欄の名称が、「行動及び性格の記録」から「行動の記録」となった。これは、戦後の最初の昭和23年、昭和30年はこの名称であったのが、昭和36年に「行動及び性格の記録」となり、それ以降続いていた。それが、また元に戻ったのである。従来から、性格を評価するのは難しい、行動の水準でしっかり見てもらいたいなどの意見があったので、それらを考慮したということでもある。

この欄は、「評定」と「所見」で構成されていたが、「評定」は、相対評価を原則として行われている「各教科の学習の記録」の「評定」と混乱しやすいとの指摘があったり、「観点別学習状況」、「特別活動」の「活動の状況」などの名称から考えても、「行動の状況」がよいのではないかとの意見もあり、「行動の状況」と「所見」に改められた。

「行動の状況」については、小・中学校とも共通な9項目であったのを、新学習指導要領において重視された点や発達の実情を考慮して小学校11項目、中学校12項目と若干改められた。また、従来は、「十分達成」は十、「おおむね達成」は空欄のまま、「達成不十分」

は一で表示されていたが、「十分満足」のみに○を記入することになった。これは、すでに他の欄で述べたように、長所だけを目立つようにし、すべての児童・生徒のよさを認めることを基本として、「個性を生かす教育」に資したいということである。「行動の状況」は、従来と同様に絶対評価によっている。したがって、各項目の趣旨を児童・生徒の水準で具体的に、「十分満足」とされる基準を設定することが必要である。小学校では、低・中・高くらいで、中学校では学年を通じてよいので、学校を挙げて行うことである。これが、この欄の評価の適否を決定するからである。

「所見」については、各教科、道徳、特別活動その他学校生活全般にわたって総合的に見た児童・生徒の特徴及び指導上の留意事項を記入することになっている。従来は、一と評定された場合の具体的な理由や指導方針など、マイナス面とその留意点にかなり重味があったが、児童・生徒の個人として優れている点、進歩が著しい状況など、長所を取り上げることが基本となっている。この理由については、他の欄においてくり返し述べた通りである。なお、「所見」は、個人内評価によるので、個々の児童・生徒について、時間的に縦に比較したり、横に比較したりできるように、きめ細かい資料の収集が必要となる。

従来、趣味・特技、校外生活における顕著な行動などは、この欄に記入されていたが、これらは、新しく設けられた「指導上参考となる諸事項」に、必要があれば記入することとなった。

④「進路指導の記録」(中学校のみ)

この欄の名称は、「進路に関する記録」であった。そして、生徒の希望する学校か職業とその理由、保護者の意見、教師の所見と処置など、当面することについて記入されていた。新学習指導要領で、進路指導は、総則、第6の2・(4)で、「生徒が自らの生き方を考

え主体的に進路を選択できるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。」と、人間としての生き方に関する指導の一環に位置づけられ、強化された。その具体的な内容としては、特別活動における学級活動で、「(3)将来の生き方と進路の適切な選択に関すること。」とし、「進路適性の吟味、進路情報の理解と活用、望ましい職業観の育成、将来の生活の設計、適切な進路の選択など」と例示された。すなわち、当面する進路の希望とだけでなく、将来の生き方にかかわる希望ととらえて、学校の教育活動全体を通じて行う生徒の主体的な学習や教師の援助について記入されることになった。その趣旨を示すために、欄の名称が改められたのである。

たしかに、この欄を強化し、進路指導の適正化を支えなければならないような状況がある。現在、中学生の約95%が高校に進学しており、高校は準義務教育化している。そして、その全日制の普通科を希望する者が多い。そのために、教師も、保護者も浪人を出さないように、「安全確実に全員を合格させること」を旨としている。これを可能にするのは、入試の本番に限りなく近い内容と受験生で行われる模擬テストであり、それから得られる偏差値である。その結果、進路指導は、偏差値による「振り分け、輪切り」になってしまったのである。これは、本来希望していなかった学校へ行かされる不本意入学や入学動機がはっきりしない無目的入学をもたらし、高校での中退者増加の原因ともなっている。また、教師や保護者の一部には、進路指導を卒業時における進学先、就職先を斡旋する配置指導と受け取っている向きもある。まずは、進路指導は、入学当初から卒業時にいたるまで、学校の教育活動を通じて行われる、「人間としての生き方の指導である」と認識を改めることである。その上で、生徒の主体的な学習を援助し、その過程や結果を記入するという

ことである。

具体的には、生徒が希望する将来の職業や当面する進学先や就職先を具体的に記入する。学級活動、啓発的な体験活動などの進路に関する学習や活動に意欲的に取りくんだか、それらを通じて自己理解、進路の理解、職業感の形成、将来の生活設計がどの程度進んだかなどについて記入する。そして、以上の生徒が行う進路に関する学習や活動において、どのように指導、助言を行ったかを記入する。

なお、このような記入を適切に行うためには、④入学当初から個別に記録をし、きめ細かな資料の収集を心がける必要がある。⑤教師の生徒理解、生徒の自己理解のために、諸検査、諸調査の結果など、関係のある資料の収集も必要である。また、⑥学校の教育活動全体を通じて行われるので、指導についても評価についても、教師全員の共通理解と協力が必要なため、そのための機会、組織を設けることである。

⑤「指導上参考となる諸事項」

今回の改定では、「指導に関する記録」では、指導に直接関係のある欄を中心に構成し、指導を支えるための資料や事項は一括して記入することとし、そのための欄として「指導上参考となる諸事項」の欄が新しく設けられた。この欄には、従来、「学籍の記録」の「備考」、「行動及び性格の記録」の「趣味・特技」(中学校)、「標準検査の記録」などに記入されていたことが、統合されて記入されることになった。すなわち、「各教科の学習の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」、「進路指導の記録」に記入されるもの以外で、指導上参考となる諸事項を一括して記入する欄ということである。

今回の指導要録の改訂は、児童・生徒の可能性など、そのよさを把握し、個性を生かす教育の充実に役立つことをねらいとしている。そのために、「指導に関する記録」の「各教科の学習の記録」、「特別活動の記録」、「行動

の記録」、「進路指導の記録」など、指導の過程や成果を直接記入している欄についても、その具現化をはかった。しかし、それには必ずから限界があり、十分とはいえない。もっと幅広く、それら以外での学校内外での活動の状況や児童・生徒のもっと多面にわたる資料などが、これに加われば、児童・生徒のよさをもっと見出し、個性を生かす教育の充実に資することは自明の理である。したがって、この欄は、従来いくつかの欄の単なる統合をはかったものではない。児童・生徒のよさを幅広く、積極的に把握して、自己実現を目ざす活動を援助しようということである。

具体的には、④児童・生徒の特徴・特技等について記入する。従来は、趣味・特技であったが、それを特徴・特技等を改めたのは、児童・生徒のよさをもっと広く把握したいということである。なお、児童・生徒の長所を把握する上で重要なものを記入すること、とのただし書きがある。これは、すべての欄に共通していることでもある。

⑤学校内外における奉仕活動等及び表彰を受けた行為や活動等について記入する。具体的には、家庭や社会における奉仕活動、人命救助などの善行およびそれによる表彰、また、学校の教育活動の一環としておよび学校外においての各種のスポーツや文化活動への参加およびそれによる表彰、そして学校における教育課程外の活動などである。これらのうちから児童・生徒の長所と判断されるものを記入するのである。従来は、「行動及び性格の記録」の「所見」に、校外生活における顕著な行動について記入することになっていた。

⑥知能、学力等について標準化された検査の結果を記入する。従来は、「標準検査の記録」に記入することになっていた。「知能、学力等について標準化された検査の結果については、妥当性、信頼性の高いものを正確に実施した場合、検査月日、検査の名称及び検査の結果を記入する。……検査の結果につい

ては、指数、偏差値又は百分段階点等のほか、その後の指導に生かす内容を具体的に記入すること。なお、その結果については、必要があれば『各教科の学習の記録』の『所見』の欄、『進路指導の記録』の欄などに記入することもできること」(通知文)となった。すなわち、この欄に記入するのが原則であるが、指導上必要ということであれば、各検査の結果を関係の深い欄の「所見」に記入することになったのである。従来は、標準化された検査として例示されていたのは、知能検査、適性検査であったが、今回は学力検査が例示されている。これは、意欲や思考等が重視されると、その反動として知識、技能等が軽視され、基礎学力の低下、学力の低下をもたらす懸念があるとの指摘があって、学力水準の確認、維持、向上のために必要な資料という意味あいもある。また、この欄以外にも記入することが認められたのは、教育評価の専門家の間で、標準化された検査の結果が記入されながら、活用されない傾向があるといわれているのは、一つの欄にまとめられているためである。できたら、関係の深い欄に記入するとか、その近くに記入する欄を設けるとかすべきであるとの意見があった。これが、実現したということである。ただし、これは、活用できるように組み立てはできたということである。これが真に役立つものになるかどうかは、専門家が従来のように望ましい検査の作成にだけに熱中しないで、その活用の仕方の啓蒙にも努めることと、教育実践にあたっては、教師が検査とその活用の仕方に精通し、日常の指導に活用するよう努めることとにかかっている。個性を生かす教育の前提である個性の把握に貴重な資料を提供するものとして、以前よりも、その必要性が高まったといわれているだけに、関係者の努力に期待したいところである。

⑦その他指導上特に必要な事項があれば記入する。従来、「学籍の記録」の「備考」に

は、家庭環境、社会環境、生育歴等での特記事項が記入されていた。これらはプライバシーと深くかかわっているため、精選して、慎重にこの欄に記入することになった。また、他の欄に記入できない事項を記入することになっているが、これは「学籍に関する記録」および「指導に関する記録」の各欄に記入できないすべての事項を含んでいる。したがって、すべてに述べたもの以外には、海外から帰国した事実なども入る。いずれにしても、新しく設けられた欄なので、記入にあたっては正確に理解しておく必要がある。

⑥「出欠の記録」

この欄の構成は、従来と変わっていない。すなわち、「授業日数」「出席停止・忌引等の日数」「出席しなければならない日数」「欠席日数」「出席日数」「備考」である。「授業日数」は学年において授業を実施した年間の総日数を記入し、「出席停止・忌引等の日数」を引くと、「出席しなければならない日数」となる。それから「欠席の数」を引くと「出席日数」となる。このように、きわめて論理的に組み立てられている。これらは、従来通りであるが、「出席日数」について、「学校の教育活動の一環として、児童・生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加した場合には出席扱いとすることができること」（通知文）が明確になった。これ以外にも、不登校の児童・生徒についても、学校以外の適応指導教室等に通った日数を出席扱いにし、卒業要件を満たすようにしてはどうかという意見もあった。しかし、このことについては、それらの施設がまだいろいろで、十分整備されていない所もあるので、現状通り、教育委員会と相談しながら校長が裁量するのが適切ということで、今回は話題にはなったが見送られた。しかし、その後出席扱いにする方向へ、急激な転回を示しているようである。

4. その他

これだけ大きな改訂であったので、以上の他に、通知文でわざわざ強調されている点がある。一つは、学校における取組方について特別な配慮を求めていることである。それぞれの学校において、補助的な記録簿などを工夫して作成し、日常の学習指導の過程や成果などについて継続的、総合的に把握し、それを踏まえて指導要録の評価を適切に行うようにということである。補助簿の整備についてであるが、これには、学校として評価へ取り組む組織を作り、指導と評価について共通理解を持って行うようにとも求められている。二つは、通信簿についてである。従来は、指導要録と機能が異なるので、様式や記載方法をそのまま転用しないようにとの注意であった。しかし、今回は、新学習指導要領が目ざすところにそって、通信簿等の記載内容や方法、様式等について工夫、改善することを求めている。たしかに、通信簿には、その作り方によって教育の目ざすところを保護者や児童・生徒に理解させる機能がある。新しい教育、新しい評価にそって作成し、その意図を説明することによって、目ざすところを保護者に理解してもらえば、新しい教育の実現のために、学校と家庭とが協力できるということである。

文献

- 1) 文部省 小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）平成3年3月20日
- 2) 文部省内指導要録研究会監修 渋谷憲一、石田恒好、高岡浩二著 平成3年改訂 新指導要録の解説と実務 平成3年7月 図書文化社
- 3) 石田恒好 改訂新・通信簿 昭和56年3月 図書文化社